

クラブ員各位

新宮ライフセービングクラブ 代表

法人格の見直しについて（通知）

平成 22 年に当クラブが設立されて 9 年目を迎え、おかげさまで当クラブは数々の功績を刻んで参りました。

さて、かねてから組織化や特定非営利活動法人化を議論・検討してきたところですが、具体的な進捗がありませんでした。こうした状況を踏まえ、理事会では法人格取得の検討を行ってきました。この検討結果（別紙）を踏まえ、下記のとおり運営体制の見直しを行うことを総会でご提案することとしましたので通知します。

記

1. 法人格の取得

これまで任意団体として活動してきたが、特定非営利活動法人の設立を申請する。

2. 申請の時期

平成 31 年 5 月に設立総会を開催し、申請手続きが完了次第、現在の任意団体は解散し、事実上特定非営利活動法人へ移行する。

3. 法人格変更の大前提

収益事業は行うことなく、原則的に従来からのボランティアによる活動内容は変更しない。法人格を取得することによって、これまで培ってきた活動の継続的・永続的な存続を目的とする。

以 上

平成 31 年 3 月
新宮ライフセービングクラブ理事会

新宮 LSC の今後のあり方に関する検討内容及び方向性について

1 NPO 法人化の背景

従来から法人化の議論及び検討がなされてきたが、具体的な進捗はなく、組織化も思うように進んでいなかった。これから 10 年後、100 年後も存続して活動を続けていくためには、より組織化を図り、より高度化しつつ増大化することが望まれる。

一方、現在の新宮 LSC は成長が頭打ちであることは活動統計からも明白であり、より組織化を進めて適切かつ効果的に発展できるよう、そのあり方について検討した。

法人の種類としては、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)などの選択肢があるが、活動内容の非営利性(ボランティア)や代表をはじめ複数のメンバーの本職との兼ね合いなどから NPO 法人が最も適切である。

2 検討の背景

(1) 個人財産から法人財産へ

現在は、備品や現金などの財産は法的には代表の個人財産となるが、このままであれば、代表に何かがあった際にクラブとして利用できなくなる恐れがある。法人財産とすることで、継続して財産を保有し続けることが可能となる。

(2) 法人契約

現在は、土地や備品の賃貸借契約などは代表個人としての契約であるが、このままであれば、代表に何かがあれば存続できなくなる恐れがある。法人契約とすることで、契約を継続することが可能となる。

(3) 責任

現在は、刑事・民事問わず代表個人として責任を負っている状況である。これを法人の責任とすることで、代表個人ではなく法人としての引責が可能となる。

(4) 分担

現在は、代表ひとりが責任を負い、業務を独占している状況であるが、このままであれば、代表に何かがあれば存続できなくなる恐れがある。責任や業務を分担することで、永続的に必要業務を続けることが可能となる。

(5) 高度化・発展

現在は、代表ひとりにクラブの行く末が左右されている状況であるが、このままであれば、代表に何かがあれば存続できなくなる恐れがある。責任や業務を分担することで、発展的に活動を続けることが可能となる。

(6) 助成金・寄付金

法人格を得ることで、助成金や寄付金を受けられる可能性を大幅に拡張することができる。また、信用度が向上することで、助成金や寄付金を受けられる可能性が向上することが見込まれる。

(7) 行政委託

現在の任意団体では行政が予算化することが困難であるが、法人化することで行政委託などの予算化が見込まれる。

(8) 信頼性の向上

所轄庁への申請や登記、情報開示などの義務化に伴って、社会的な信頼性の向上が見込まれる。また、所轄庁からの指導により、コンプライアンスを重視した組織化が期待できる。現状のままであれば代表個人、理事会での「ワンマン経営」もその気になれば可能であるが、NPO 法人となることで法的な制約も多くなり、これまで以上に全メンバーの意思を反映しやすくなる。

3 検討内容

(1) 事務の煩雑化

初期手続き（申請や登記など）や継続手続き（報告や会計など）が必要である。また、責任や業務を分散することで事務が煩雑となるメンバーが出てくる可能性があるが、それこそが組織化の目的であることから、理事や担当者の人選を適切に行い、責任や業務を分散させていくことが適当であると考えられる。

(2) 経費

初期費用（法人の印鑑作成など）が必要である。しかし、本旨の目的からも費用対効果は明白であり、金額も少額であることから、当該経費を捻出して法人化することが適当であると考えられる。

(3) 新宮町まちづくり支援団体

メンバーの居住地域制限等により、新宮町まちづくり支援団体の継続が困難となる。これに登録するメリットは主に2点であり、①新宮町まちづくり活動助成金と②会議室等(そびあしんぐう・シーオーレ新宮)の利用料減免であった。しかし、①に関しては町予算の関係等で例年申請してきた当クラブは申請困難となってきた現状から他の助成金等を模索することが適当であり、②に関しても利用料減免制度自体が廃止の方向で検討されているため、そもそも当制度への継続登録にメリットはない。

4 今後の方向性

(1) NPO 法人化について

早期に NPO 法人の設立を目指す。

(2) 設立総会の開催について

2019 年 5 月、任意団体の通常総会と同日に設立総会を開催する。

(3) 行政委託

パトロール事業を早期に新宮町行政委託契約とすることを旨とする。

以 上